

いわき市再生可能エネルギー発電施設の 適正な導入及び管理に関する条例

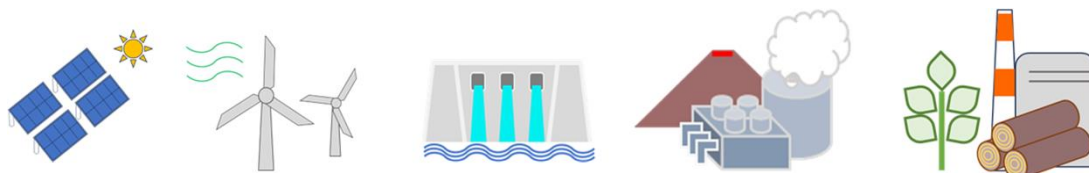
(令和7年10月1日施行)

本市では、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー発電施設の適正導入、安定的な維持管理の実現により、現在から将来にわたり、自然環境等の保全、災害の未然防止等を図るため、本条例を制定しました。

いわき市内に出力10kW以上の の再生可能エネルギー発電施設*を設置等する場合は、 市長に**届出**が必要です。

(建築物の屋根や屋上等に設置する太陽光発電など一部の事業を除く)

※対象となる再エネ発電施設は、太陽光、風力(洋上風力は除く)、水力、地熱、バイオマス



○新たに再エネ発電施設を設置する際の主な手続き

(1) 事業計画概要書の提出

- ・ 時期 : 事業計画・用地選定後、各種法令手続きや設計に着手した段階
- ・ 提出物 : 事業計画概要書(事業者の情報、事業区域、再エネ源種別・発電出力、環境保全措置、実施時期等)、関係法令手続状況報告書 等

(2) 地区説明会の開催等

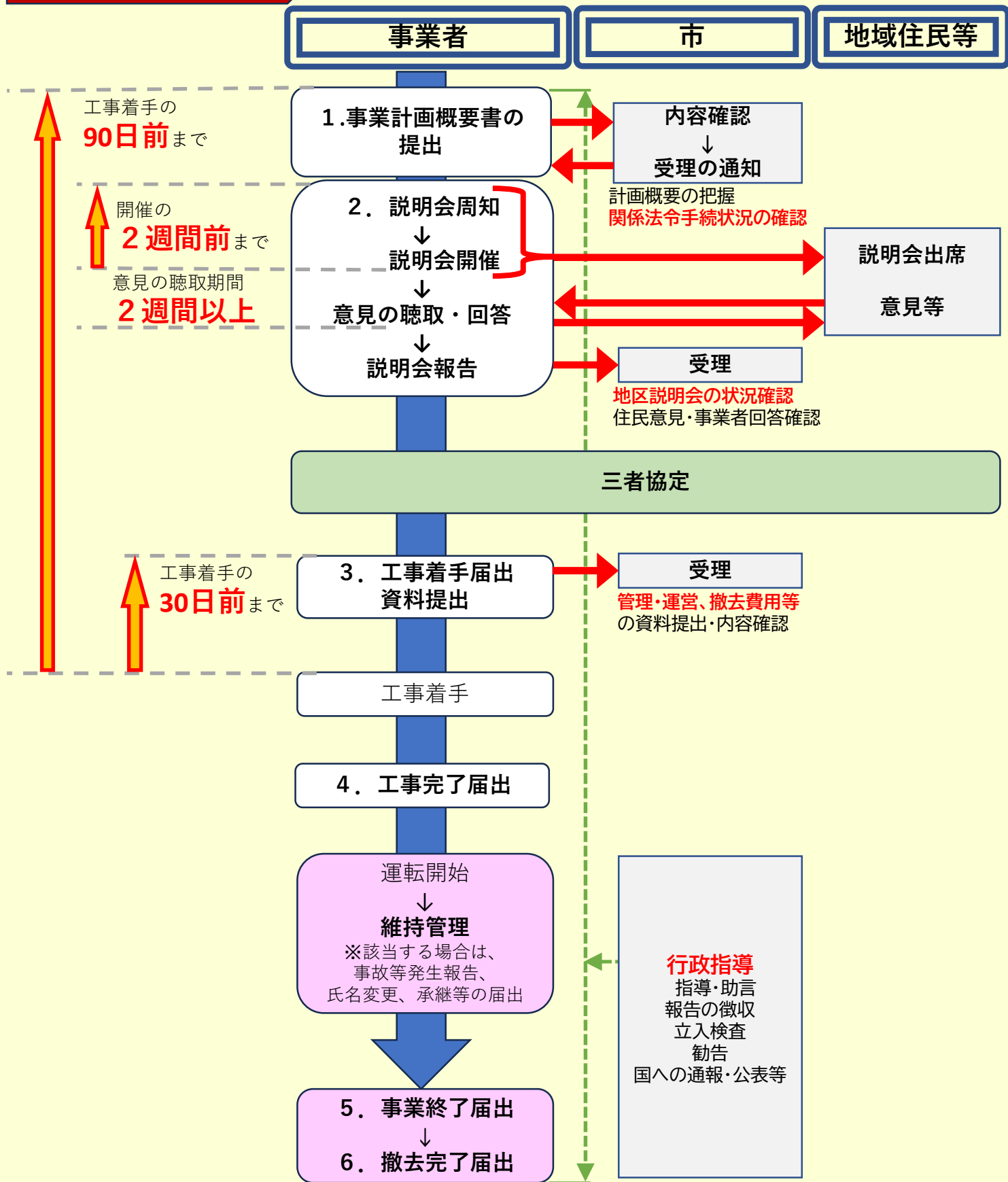
- ・ 時期 : 事業計画概要書の受理後
(※FIT・FIP認定申請を行う場合、それらの3か月以上前)
- ・ 実施事項: 地区説明会の開催を周知(開催日の2週間前まで)の上、地区説明会を開催する。地区説明会の開催後、2週間以上の期間を設けて、住民等からの意見募集を行う。
地区説明会の開催状況や質疑応答の内容をまとめた報告書を作成し、市に提出する。

(3) 工事着手の届出

- ・ 時期 : 設置工事着工の30日前まで
- ・ 実施事項: 事業内容に関する詳細な資料を市に提出する。具体的には、
 - ① 事業主体に関する資料、
 - ② 工事、維持管理の資力を有することを示す資料(財務諸表等)
 - ③ 再エネ発電施設の仕様や雨水排水施設の平面図、流量計算書等に関する資料
 - ④ 保守点検及び維持管理計画、事業終了時の措置等に関する資料 等を求める。

※ 既存事業者(令和7年9月30日までに工事着手した者)には、上記(1)～(3)の手続きは適用されませんが、条例施行後に発電出力を10kW以上増加した場合や事業を承継する場合などの届出や、施設の適正な維持管理が義務付けられます。

条例に基づく手続きフロー



- ・ は、既存事業者についても適用
- ・ は、環境影響評価対象事業（太陽光は20MW、風力は7MW）又は締結が必要と市長が認める事業に適用

条例に関するお問い合わせ

いわき市 生活環境部 環境企画課 環境保全係(〒970-8686 いわき市平字梅本21)
TEL:0246-22-7441 E-mail:kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp